

第5章 文化財の保存活用の方針

1 保存・活用の現状

(1) 概要

指定・登録文化財では近代（明治期以降の）建造物の割合が高く、札幌市・北海道・国立大学法人北海道大学がその大半を所有しています（第3章－3－（1））。

これらの文化財は、各所有者により維持・管理や必要に応じた修理・復元等が行われ、その多くが広く一般に公開されています。

都心部など、交通アクセスのよい地域の歴史的建造物の中には、北海道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）や旧札幌農学校演武場（時計台）のように、市民や観光客が多く訪れる重要な集客スポットとなっているものがあり、これらは札幌の文化財やまちのイメージの形成に大きく寄与しているものと考えられます。



指定や登録がない文化財についても、地域の象徴のような存在として、市民に愛されながら守り伝えられてきたものが多数あることが分かっています（第3章－2－（2））。これらの中には、個人や企業等の事業者が所有する歴史ある建物を飲食店に改装するなど、民間事業者による活用が図られているものもあります。また、近年では、地域住民が主体となって、未指定文化財を地域の魅力資源としてあらためて見出し、保存・活用する動きも見られます。

(2) 札幌市の文化財施策の現状

札幌市では、文化財保護法と同法施行規則によるほか、昭和34年（1959年）に札幌市の文化財保護の基本的なルールとなる札幌市文化財保護条例を、翌昭和35年（1960年）に同条例施行規則を制定し、法令等に従った文化財の保存・活用に取組んでいます。

ア 市有文化財の保存と活用

札幌市所有の指定文化財15件（国指定4件、道指定2件、市指定9件）及び登録有形文化財2件について、適切な保存と公開に努めています。

有形文化財（建築物等）や史跡については、経年劣化への対応や耐震化などのため、その価値を良好に保つつつ公開を原則として整備。文化財本来の価値を維持しながらも、多くの市民や観光客に楽しんでもらえるよう、観覧や展示方法、修理の方法などについて慎重に検討の上、改修工事等を実施しています。

また、歴史資料等の一部については、レプリカを製作して展示することで、保存しながらもその魅力や価値を知ってもらえる工夫をしています（旧琴似川流域の堅穴住居跡分布図、大友亀太郎関係歴史資料など）。

近年の主な保存・活用工事

○旧札幌農学校演武場（時計台）改修工事（平成30年度）

損傷の激しい外壁等の修理

○旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮保存活用工事（平成28～29年度）

旧三菱鉱業寮の耐震化や、スロープ及び多目的トイレの新設、展示の整備

○豊平館保存活用工事（平成24～27年度）

耐震改修を含む保存修理及び、文化財的価値を高めるための創建当初の姿への復原と、それに伴う諸機能の移設やバリアフリー機能を付加するための附属棟建設

イ 公の施設としての文化財

重要文化財2施設を含む指定文化財建造物4施設について、貸しスペースや飲食施設などの多様な機能を持つ公の施設として整備し、管理・運営の効率化と、きめ細かいサービス実現のため、指定管理者制度を導入しています。

指定管理者制度を導入している文化財施設

○旧札幌農学校演武場（時計台）

- ・日中は観覧施設、夜間はコンサートなどを行う多目的ホールとして活用
- ・札幌農学校や塔時計の歴史等を紹介する資料の展示

○豊平館

- ・日中は観覧施設、夜間はコンサートや結婚披露宴など様々な用途に利用できる貸室施設として活用
- ・「建物そのものをミュージアムとして楽しんでもらう」というコンセプトのもと、豊平館の歴史や魅力を体感する展示を整備
- ・講座等のイベント実施による文化財等に関する学習機会の提供

○旧永山武四郎邸及び旧三菱鉱業寮

- ・観覧及び、地域のイベント等多目的に利用可能な貸室施設として公開・活用
- ・周辺エリアの歴史文化情報の発信
- ・旧三菱鉱業寮内にカフェレストラン「ナガヤマレスト」を設置
- ・講座等のイベント実施による文化財等に関する学習機会の提供
- ・歴史文化に関する市民の自主的な活動及び交流の支援

○旧札幌控訴院（札幌市資料館）

- ・観覧に供するとともに、「まちの歴史展示室」、控訴院時代の法廷を再現した「刑事法廷展示室」等の展示室の設置
- ・「ミニギャラリー」6室、「研修室」1室を有料の貸しスペースとして供用

ウ 市指定文化財の指定

市にとって特に文化的価値が高いと認められる文化財について、その価値を維持し、適切な保存・活用を図るため、所有者等の同意を得て指定しています。

近年の指定実績

- H28. 7. 28 指定 札幌独立キリスト教会文書
- H30. 3. 8 指定 旧札幌控訴院

エ 無形文化財の保存・継承

札幌市無形文化財丘珠獅子舞保存伝承事業（昭和 50 年度～）や、アシリチエプノミ保存伝承事業（昭和 58 年度～）により、無形文化財を継承する取組みを支援しています。

オ 指定や登録がないものを含めた文化財の選定

ふるさと文化百選（第 3 章 - 3 - (2)）のほか、各行政区ごとでも、地域を象徴する文化財の選定事業を行うことで、札幌の歴史文化の普及・啓発に貢献しています。

カ 郷土資料館の運営支援

地域の保存団体等に対し、市有施設を貸付けることなどにより郷土の歴史等を紹介する施設を設置し、地域に根付いた歴史文化の伝承を支援しています。

キ 埋蔵文化財の保存・活用

文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地※において土木工事などの開発事業を行う場合や、新たに遺跡を発見した場合の届出等を行うことを定めています。また、埋蔵文化財は貴重な国民の財産として大切に保存するとともに、出来るだけ公開するなど活用に努めることとされており、札幌市埋蔵文化財センターを中心に、開発事業者等からの埋蔵文化財の保存に関する相談や遺跡の発掘調査、出土した遺物・記録などの整理・研究、収蔵等を行っています。

○札幌市埋蔵文化財センター

- 上記相談対応や調査研究のほか、無料開放された展示コーナーでは、市指定文化財である N30 遺跡出土品や旧琴似川流域の竪穴住居跡分布図（レプリカ）などの常設展示も実施。

○丘珠縄文遺跡

- 農業体験交流施設「サッポロさとらんど」内の遺跡を活用した体験学習等施設として平成 30 年（2018 年）5 月にオープン。
- 縄文時代の体験学習や発掘体験が可能な体験学習館と、現地の遺跡から出土した土器、石器、動植物遺存体等の実物資料等を展示する展示室からなる。

ク 市内の文化財情報の発信と学習機会の提供

文化財の周知を目的とした冊子やパンフレットの作成、公式ホームページによる関連施策やイベントの情報提供を随時実施しているほか、文化財保護指導員による市民講座、札幌市生涯学習センター「ちえりあ」等を拠点にした歴史文化講座、小中学校の総合的な学習の時間等における子どもたちへの札幌の歴史文化に関する学習を実施しています。



文化財保護指導員による市民講座の様子

ケ 札幌市景観計画に基づく施策の推進

札幌市景観計画に従い、歴史的建造物を含む景観資源の保全・活用や地域ごとの景観まちづくりを推進しており、現計画では、新たに市民提案による景観資産の登録制度である「活用推進景観資源」をスタートさせました。

また、「都心における開発誘導方針」を策定し、都心において景観資源に配慮したり、既存建物を活用して行う民間都市開発を評価。容積率緩和などのボーナスを設定することで、都心における歴史的景観の保全・活用を後押ししています。

○景観重要建造物、景観重要樹木（景観法に基づく指定）

- ・歴史や文化など地域の景観を特徴付けている建造物及び市民や観光客に親しまれている建造物など、景観形成上重要な価値のある建造物を「景観重要建造物」に、自然、歴史、文化などから見て地域のシンボル的な存在として景観を特徴付けている樹木や市民に親しまれている樹木などを「景観重要樹木」に指定。

○札幌景観資産（札幌市景観条例に基づく指定）

- ・景観形成上価値があると認められる建築物等、樹木、その他の物で、意匠、様式（樹木にあっては樹木の姿）等が良好な景観を特徴付けているものや将来のまちづくりに生かされる可能性のあるものなどを「札幌景観資産」として指定。

○活用促進景観資源（札幌市景観条例に基づく登録）

- ・一定の制限がある既往の制度とは異なり、市民等に広く周知することに主眼を置き、市民等の関心を喚起し、良好な景観の形成に向けた活用の可能性を広げることを目的とした制度。
- ・建築物、工作物、樹木、これらが一体をなしている区域、活動等に該当するもので、良好な景観の形成上価値があると認められるものを「活用促進景観資源」に登録。

コ 関連する施設

各施設において、札幌の成り立ちを理解するうえで重要な資料の保存や研究、学習機会の提供等を行っています。

関連する施設の一例

○札幌市博物館活動センター

- ・自然系総合博物館の計画推進のための活動拠点として開設。活動のフィールドは石狩低地帯を中心とし、人材、実物資料、情報を蓄積しながら成長発展する博物館を目指している。
- ・施設内では、サッポロカイギュウやハクジラ化石の展示、石狩低地帯の地史や動植物を紹介する収蔵展示室のほか、実習室や講義室で市民向けの講座や体験学習会も実施。

○サッポロピリカコタン（アイヌ文化交流センター）

- ・アイヌ民族の生活や歴史、文化などを楽しみながら学び、理解を深めることを目的とした施設。展示室には伝統衣服や民具など約 300 点を展示。

○札幌市公文書館

- ・札幌市が業務で使用しなくなった公文書のうち、市政上重要なもの（特定重要公文書）を整理・保存し、閲覧など一般利用に供している。

○交通資料館（休館中～平成 34 年度まで予定）

- ・市営交通の歴史的資料を後世に残すとともに、社会教育に役立てるための施設で、屋内展示場及び屋外車両展示場を備える。

（3）札幌市以外の公的機関による取組み

国や北海道などの行政、大学等の教育・研究機関による取組みから、北海道と国立大学法人北海道大学による文化財の保存・活用に関する取組みを紹介します。

取組みの一例

北海道の取組みの概要

1 条例・規則等の整備

- ・北海道文化財保護条例(昭和30年制定)及び同施行規則(昭和52年制定)により文化財の保存・活用に関する基本的なルールを整備している。
- ・北海道教育委員会の附属機関として、条例により北海道文化財保護審議会を設置。

2 北海道指定文化財の指定(札幌市所在で直近のもの)

- ・平成28年8月31日 新琴似村を由良村に認定(北大所管)を新規指定した。

3 広報・情報発信

- ・広報誌・パンフレット、インターネット等を活用し北海道の歴史文化や文化財関連情報を発信している。

例1:「文化財ニュースレター「文化財まるかわ」」の発行

例2:「北海道歴史・文化ポータルサイト(HAPENSA(あかれんがり))による北海道の歴史文化情報の発信

4 重要文化財 北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)及び国指定史跡開拓使札幌本庁舎の保存・活用

・保存に文庫がない範囲で館内を一般公開し、観覧に供している。

・ボランティアガイドによる観覧ツアーを実施。

・赤れんが舎前庭はハイストラベーベースとして活用。は市民の憩いの場として、また、重要な観光スポットとして親しまれている。

・企画的リニューアルに着手。

〈リニューアルの概要〉

老朽化の進行に伴い、重要文化財としての価値を保ちつつ、国内外に向けた歴史文化・観光客倍増点としての魅力向上とともに効果的な利活用を図るべく、耐震改修と展示・活用方法の見直しを含めた大規模改修工事を計画。

平成25年度に保存活用計画を策定済み、平成31年度着工、2022年度竣工予定。

5 重要文化財 旧開拓使工業局舎の保存・活用

・北海道開拓の村内において、保存に文庫のない範囲で一般公開。

6 重要文化財 函館奉行所文書・開拓使文書

・北海道庁日本府舎(赤れんが庁舎)内の道立文書館において保存し、閲覧室において閲覧利用に供するとともに、各種企画展等で公開するなどしている。

・開拓使文書の保存修理事業を実施中(H27年度～H35年度予定)。

・文書の一部はダクトブーケで公開している。

7 登録有形文化財 北海道知事公館(旧三井クラブ)の保存・活用

・館内及び周辺の一部を一般公開している。

8 北海道博物館の設置・運営

・北海道の自然・歴史・文化に関する総合博物館として、歴史資料の収集保存・調査研究を行うとともに、常設及び各種企画展示等による資料の公開や学びの機会の提供、北海道の自然・歴史・文化に関する情報収集などを実行している。

・アイヌ民族文化研究センターでは、アイヌ文化のなかでも、並行文化として受け継がれてきた言語・芸能・生活技術や、これらの理解に欠かせない歴史についての収集、関連する文献や音楽・映像資料などの収集、展示、公開や、アイヌ文化に関する研究成果の公開や普及啓発活動などを実行している。

9 北海道開拓の村の設置

・明治から昭和初期にかけて建築された、札幌市内をはじめ北海道各地の建造物(上記5の旧開拓使工業局舎を含む)を敷地内に移築復元・再現した野外博物館であり、当時の人々の生活を体感的に理解する機会を来場者に提供し、歴史文化の流れを示す建造物の保存・活用に貢献している。

10 北海道埋立権文化財センターの設置・運営

・道内の埋立権文化財の収集調査・研究・記録資料の作成並びにその整理・保存。

・発掘調査の成果や埋立権文化財に関する各種企画展・講演会等の実施による、埋立権文化財の保護等に関する普及啓発、学びの機会の提供等。

国立大学法人北海道大学の取組みの概要

1 所有文化財の保存・活用

・所有する重要文化財15件、登録有形文化財8件の建造物について維持・管理を行うとともに、保存に文庫のない範囲で一般に公開している。

・文化財として指定・登録がないものの、「うらばるるひと文化百選」や「北区歴史と文化のハハチ選」で選定されるなどした札幌の象徴的な歴史・文化・自然・景観的資産を多数保有し、市民等に親しまれるキャンパス空間を創出・保全している。

2 北海道大学キャンパスマスターープラン

・平成30年3月に、キャンパス空間の長期的な将来像を構築にし、施設・環境の整備と運営の具体的な考え方を示す計画であるキャンパスマスターープラン2018(以下「CMP」という。)を策定。

・CMPの空間創造のセンサとして固有の歴史的資産と生懸けの活用が確認されており、大学が所有する重要文化財15件、登録有形文化財8件、農学部本館、理学部本館、グラーク企館、事務局本館、東門守衛室、南門、植物園門柱を「保存再利用施設」と認定。これらが集積する3つのまとまりを「歴史的景観保全エリア」とし、自然環境やオープンスペースと一緒にした景観保全を図るとともに、地域の知の拠点となる空間や生涯学習・社会学習の場として供する空間となるよう施設整備を推進することとしている。

3 歴史的資産保存活用シンポジウム

・平成27年度に、重要文化財北海道大学農業部第二農場の建設物9棟及び同農学部植物園・博物館の建設物5棟の耐震改修工事の竣工を記念して、歴史的資産の保存と活用を考えるシンポジウムを開催した。

4 広報・情報発信

・各種冊子やパンフレット、インターネットを使用した情報発信を行っている。

例:「歴史的資産ガイドマップ」(日本語版・英語版)を作成し、キャンパス内のインフォメーションセンターのほか、札幌市内の文化財施設等で配布するとともに、インターネット上にも掲載。

5 総合博物館

・札幌農学校に始まる大学の歴史に関する展示のほか、医学・考古遺物・生物・古生物・植物・岩石等の多岐の標本、科学技術史料等の展示を実施。

・重要文化財北海道大学農業部第二農場(モデルパーク)の展示及びボランティアによる解説等を企画・実施。

6 理歴文化財調査センター

・札幌キャンパス金城と北方生物園ワールド科学センター植物園内に残る理歴文化財の保護及び調査・研究を行ふとともに、場内の遺跡から出土した資料の展示を行っている。

・ハイキング形式で場内の遺跡をめぐる人跡遺跡トレレイ・ウォークなど、一般市民の理解を深めるための各種イベントの実施。

7 附図書館

・文献資料等の保存・公開。

・貴重な歴史資料等の収集・保存・公開による、大学内外の利用者の研究や生涯学習の支援。

・研究者や市民等が北海道の歴史文化に関する理解を深める取り組みとして機能。

8 大学文書館

・北海道大学に開設する歴史公文書及び治政資料等(歴史的古文書は歴史的な資料又は學術研究用の資料)の収集・保存・公開等。

・北海道大学沿革史に關する展示。

9 植物園

・既往の博物館建築としては国内最古である博物館本館を始め、博物館旧事務所や博物館倉庫、博物館便所、博物館鳥舎、植物園門衛所の6棟が重要文化財に指定されており、また、アイヌ研究の父と呼ばれるギリス人宣教師ジョン・バギー博士の旧宅を移設したバギー記念館、現在京都帝國農業試驗場として活用されている北海道大学附屬植物園(旧札幌農学校附植物学教室)の2棟が国の登録有形文化財となるなど、国内外に貴重な歴史的建築物が多数ある。

・園内では、1885(明治18)年の独立運動から人の手が入っていない貴重な植物や、かつて都心に多く見られた監穴雀看頭なども保存。

・博物館本館では、園内に生息する動物をはじめ、既に絕滅したゾンガガミなどの(駆のほか)、深越海峡に動物分布の境界があることを発見したプラキストン收集の鳥類標本や、開拓使に贈り込まれた北海道の地質標本等が収集・展示。

・北方民族資料室では、重要有形民俗文化財であるアイヌのまるくがねをはじめ、アイヌや北海道周辺の北方諸民族の資料を展示。また、北方民族植物標本園において、東アジアの北方民族であるアイヌ、ツングタク(タカラ族)等に利用した植物約200種の植物展示を実施。

(4) 民間による取組みの現状

札幌に残る文化財は、そこに暮らす市民が守り伝えてきたものであり、現在も、市民や企業等の事業者、地域の保存団体等による民間の活動が、札幌の歴史文化を守り伝える重要な働きをしています。

個人や企業等が生活や営業活動の中で、文化財や歴史文化が息づく景観等の維持に貢献しているほか、近年、地域の有志によるまちづくりや、市民団体等による社会貢献活動などとも連動し、新たな盛り上がりを見せる取組みも見られます。

市民や事業者等による取組みの一例

○ (一財) 北海道文化財保護協会

- ・北海道内の文化財の保護思想の普及を図り、文化財の保存活用を通じ道民文化の向上に資することを目的とし昭和 36 年（1961 年）に設立。
- ・北海道文化財保護功労者の表彰や、子どもの文化財愛護活動推進事業、機関誌の発行などをを行う。

○ N P O 法人歴史的地域資産研究機構

- ・平成 24 年（2012 年）札幌市に設立。道内の学術研究者・専門家の能力をネットワーク化し、建造物等の歴史的地域資産の調査研究、関連資料の収集保存（アーカイブ化）や、まちづくり活動等に関する助言や支援等の活動を精力的に実施。

○郷土史研究と郷土資料館等運営

- ・市民団体等による郷土史研究や郷土資料館の運営、個人所有者や事業者等による地域の文化財の保存・活用等、文化財や歴史文化を活かしたまちづくり活動等。

【活動団体の一例】

・札幌村郷土記念館保存会	・新琴似屯田兵中隊本部保存会	・旧黒岩家住宅保存会
・屯田郷土資料館運営委員会	・福住三六会	・烈々布会
・NPO 法人札幌郷土文化推進センター	・白石ふるさと会	・あしりべつ郷土館運営委員会
・月寒地区町内会連合会	・手稲記念館管理運営委員会	・定山渓郷土博物館運営委員会
・手稲郷土史研究会	・さっぽろ時計台の会	・エドウィン・ダン記念館運営委員会

○札幌建築鑑賞会

- ・「わが街の文化遺産の再発見」をテーマに、平成 3 年（1991 年）年に発足。主に札幌市内の歴史的建物を対象に、街歩き（見学会）、写生会、上映会などを主催するほか、茶店やレストランなどに再利用されている民家や石蔵などの歴史ある建物を紹介する小冊子の発行などを行う。

○ヘリテージ・マネジメント専門職育成講座の開催

- ・北海道文化遺産活用活性化実行委員会により、平成 26 年（2014 年）にスタート。
- ・地域において、歴史的建造物等の修理技術や活用手法、歴史文化を活かしたまちづくり等に関する専門知識を有し、これらの保存・活用に向けた取組みを行う人材であるヘリテージ・マネージャー及びヘリテージ・コーディネーターを養成することを目的とし、

これまで多くの修了者を輩出。

○北海道遺産

- ・道民の宝を掘り起こし、これを地域で守り、育て、活用していく中から新しい魅力を持った北海道を創造していくことをねらいとして開始。
- ・平成30年度の第3回北海道遺産選定では、札幌から「大友亀太郎の事績と大友堀遺構」・「札幌軟石」・PMF（パシフィック・ミュージック・フェスティバル）が選定されました。

○旧石山郵便局（通称ぼすとかん）活用プロジェクト

- ・南区石山地域の住民らによる、札幌景観資産でもある札幌軟石造の歴史的建造物を残し、活用するためのプロジェクト。クラウド・ファンディングによりギャラリーやカフェに改修し、地域の交流拠点として活用。

2 保存・活用の課題

(1) 文化芸術意識調査から見える傾向等

ア 調査の概要

調査の意義、サンプル数、回答率、その他（H30年度調査結果を記載予定）

イ 市民の意識傾向から見える文化財の保存・活用の課題

（H29調査の回答から見える傾向 → H30結果に差替え予定）

- ・文化財施設の認知度が低く、若年層でその傾向が強い
- ・一方、多くの市民が文化財の保存や活用を進めることは大切であると捉えている
- ・文化財の保存や活用を大切だと思う理由として、歴史資料としての貴重性のほか、一定数はまちの魅力向上や、観光客の増加などの波及効果をあげる
- ・イベント等への参加意欲が高い

設問	回答傾向
問13 文化財施設の認知度	旧札幌農学校演武場(時計台)と北海道庁旧本庁舎(赤れんが庁舎)、豊平館の認知度が高く（それぞれ、98.3%、91.6%、78.1%）次点（旧永山武四郎邸 42.0%）との間で開きがあり、指定文化財でも認知度が10パーセント台に留まるものもある。年代別では10代から30代の認知度が低く、40代以上との間に大きな開きがある。
問14 歴史的資産に対するイメージ	「歴史的建造物や古民家」が最多。
問15 歴史的資産を保存活用していく取組みについてどう思うか	歴史的資産を保存し、活用していく取組みについて、「非常に大切なと思う」、「ある程度大切なことだと思う」と答えた市民の割合は、計86.6%
問16 歴史的資産を保存活用する取組みが大切だと思う理由	「貴重な建物・展示資料などはつくり出すことができない唯一無二のものだから」…71.5% 「歴史的な事実を伝えるものとして、価値あるものだから」…66.4% 「過去から未来へ受け継がれていくものだから」…63.5% 「まちの魅力につながるから」…22.9% 「歴史的な建造物等が保存活用されることにより、観光客などが増えるから」…21.9%
問17 歴史的資産を保存活用する取り組みが大切だと思わない理由	「保存するために経費がかかるから」が最多で43.8%。
問18 歴史的資産に関連するイベントへの参加意向	ガイドツアへの参加意欲が高い。

(2) 委員会、ワーキング等での検討結果

札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会及びその検討結果を引き継ぐ本構想策定員会における議事等から、札幌の文化財の保存・活用の課題を整理します。

(仮称) 札幌市歴史的資産保存活用推進方針検討委員会

会議等	意見概要

札幌市歴史的文化基本構想策定員会

会議等	意見概要

郷土資料館等運営団体へのヒアリング

調査の概要	結果

(3) 課題

ア 調査・把握の課題

札幌市ではこれまで、指定や登録がないものも含めた市内の文化財調査を継続的に取組んできましたが、未だ知られていない文化財の中にも、札幌の歴史文化を知る上で重要なものや、市民の貴重な財産となり得るものはたくさん眠っていると考えられます。それらが時代の変遷のなかで、その存在や価値を知られないまま、消滅、散逸してしまう事態を避けるため、調査・把握を充実させていく必要があります。特に、個人が持つ情報を、どのように拾い上げるかは課題となります。

イ 共有・発信の課題

指定・登録がないものも含めた札幌の広範な文化財の情報について、必要な場合に関係者が共有でき、効率よくアクセスできる仕組みがありません。札幌市の広報や文化財に関する情報提供も、文化財保護、景観、教育などの施策ごとや行政区ごとに行われるが多く、情報を一元的に集約・管理・発信する仕組みがないことが課題です。

ウ 保存・伝承の課題

文化財を守り伝えるための費用と担い手の確保が難しくなっています。とりわけ、個人所有の建物ではこの問題が深刻であるとの指摘があり、少子高齢化や地域コミュニティの衰退が進行するこ

とで、行政・民間ともに、新たな費用調達の方法や関わる人を増やす仕組をどのように作り上げていくかが課題です。次世代を担う人材育成についても考えていかなければなりません。

エ 活用の課題

文化財は、人々の暮らしの中にあってこそ次の時代に残るものであり、良好な状態で次の世代へ引継ぐために、時代に合わせて活用の幅や機会を広げることが必要です。建造物は使われることで適切な状態が保存され、その他の文化財も公開・活用により、本来持っている価値や魅力を多くの人に知らしめ、残すことの意義を社会に浸透させることができます。

市所有の化財では、従来の文化財保護施策の枠組みを超えて、景観、観光、地域振興、教育等の施策との連携や民間との協働により、民間においても、専門家やノウハウを持つ事業者、まちづくり活動などと連携することで、活用モデルを数多く見出していけるかが、今後の課題となります。

オ 連携・協働の課題

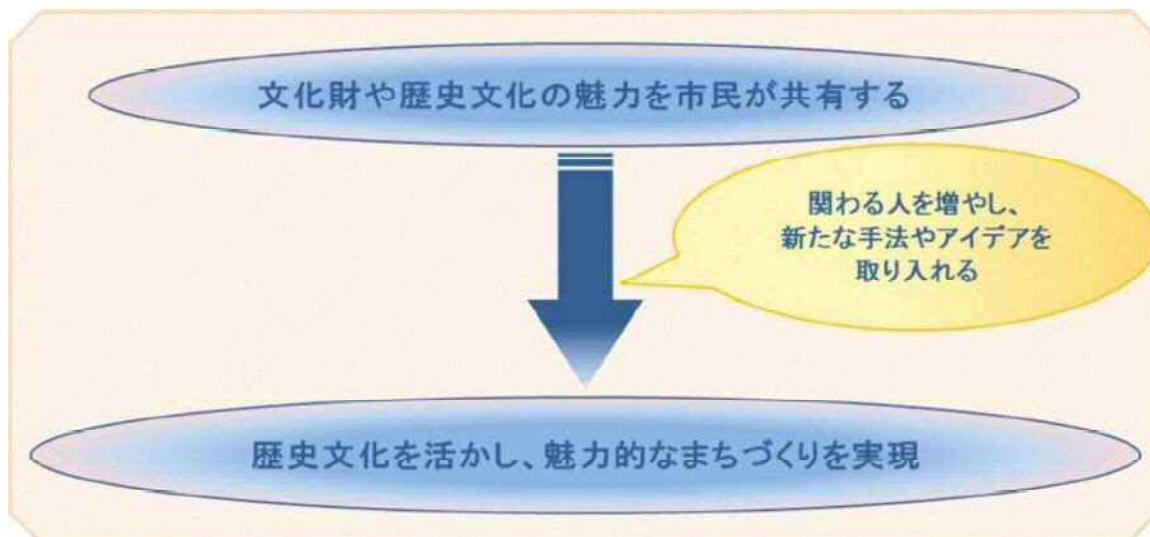
文化財の保存・活用に取組む行政、市民、企業等と、それを支える専門家、まちづくり活動の支援団体等を円滑につなぐ仕組みがなく、民間の文化財所有者や活用者が必要な情報や知識を得ることや、ネットワークを築くことが困難です。

関係者が一体感を持って取組むための方針の共有と、ネットワークを介して関係者同士がつながり、課題解決が図られるための体制整備が課題です。多様な立場の人から共感や支持が得られるよう、文化財の保存・活用の意義の普及啓発も重要です。

3 保存・活用の方針

(1) 基本理念

札幌に残る文化財や歴史文化の魅力を多くの市民が共有し、その価値を守り、大切に使いながら次の世代に引き継いでいくことで、市民にも来訪者にも魅力的なまちづくりを実現する。



(2) 基本方針

- ◆ 指定や登録がないものも含め、市民が大切に守り伝えてきた歴史文化を映す様々な「もの」や「こと」を、札幌の魅力資源として見出します。
- ◆ 行政、専門家、市民等が、それぞれの立場で文化財と関わり、多様な関係者の参加による新たな手法やアイデアを取り入れながら、社会全体で文化財の保存や活用を支え、促します。
- ◆ 文化財が市民の暮らしの中に残ることを市民自身が誇りに思い、愛着を感じることで、基本理念が掲げる「市民にも来訪者にも魅力的なまちづくり」につなげます。

(3) 構想の実現に向けて取組むため、それぞれに期待される役割

ア 行政に期待される役割

文化財の保存・活用に関するルールや方針を示し、それを共有することで、社会全体が一体となって取組めるようにすることが重要な役割です。情報集約や広報、文化財保護以外の様々な社会的課題との調整を行うほか、公有文化財の所有者として、文化財の適切な保存・活用の担い手となります。

「行政」に期待される役割の例

- 文化財の保存・活用の方針を示す
- 方針を社会で共有するための普及・啓発
- 連携・協働のためのネットワークの形成支援
- 収集した情報の蓄積・公開
- 広報誌・HP等による情報発信
- 所有する文化財の保存・活用 など

イ 専門家（大学その他の教育研究機関、専門知識を持った個人や団体等）に期待される役割

文化財に関する相談対応や、専門的知識から修理方法や活用について助言や指導を行うほか、研究や調査結果を広く社会に役立てる役割が期待されます。

「専門家」に期待される役割の例

- 文化財に関する相談対応や提言
- 調査・研究・記録の作成
- 専門知識を持った人材の育成
- 多くの人が札幌の歴史文化を理解し、親しめるようになるための支援 など

ウ 市民等（市民、市民団体、企業や事業者 等）に期待される役割

暮らしのなかで文化財を維持管理し、利活用等を行うことで、札幌の文化財や歴史文化を未来へつなげる役割を担います。文化財の所有者や事業に活用する企業にとどまらず、文化財に興味がある・文化財の近隣で生活する人（事業者や地域の団体）なども、文化財を保存・活用する活動への参加者と言えます。文化財を中心として、様々な立場の市民等の交流の輪を広げて行くことが、文化財の保存・活用を推進する何よりの力となります。

「市民等」に期待される役割の例

- 札幌の文化財や歴史文化について知る、関心を持つ
- 札幌の文化財や歴史文化の魅力を、周囲の人にも発信する
- 札幌の文化財や歴史文化を、次の世代に伝える
- 文化財の所有者、活用者として、保存・継承の担い手となる
- アイデアや資金を提供する
- 口コミ・SNS等で情報発信する など

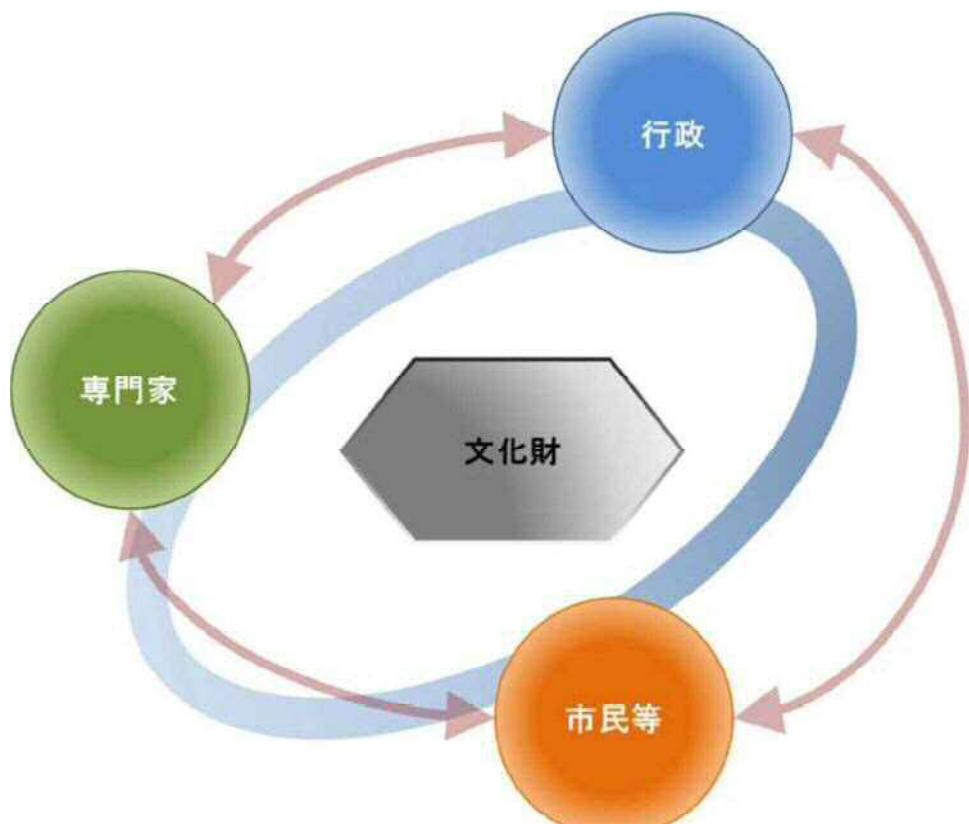
市民等の活動における担い手や費用の確保について

担い手の確保については、文化財を所有・活用する市民等が孤立しない体制づくりが大切です。本構想では、関わる人を増やし、社会全体で文化財を支える体制づくりの試みとして、連携・協働のためのネットワークの構築等を提案しています。

費用調達については、既存の法令による支援制度の周知のほか、活用による収益モデルの共有化、広範な関係者からの寄付や協賛など、様々な手法を関係者で共有し、事例ごとの費用負担のあり方を模索していくことが必要です。

<費用調達の例>

- ・文化財保護や景観保全を目的とした法令による既存制度による支援の活用
- ・「さぽーとほっと基金」等のまちづくり活動への寄付制度の活用
- ・文化財を活用した収益モデルを社会全体で共有できる仕組みの構築や、収益事業をコーディネートする人材の育成
- ・企業の社会貢献活動や、クラウド・ファンディング等の地域コミュニティを超えた広範な支援者からの寄付や協賛 など

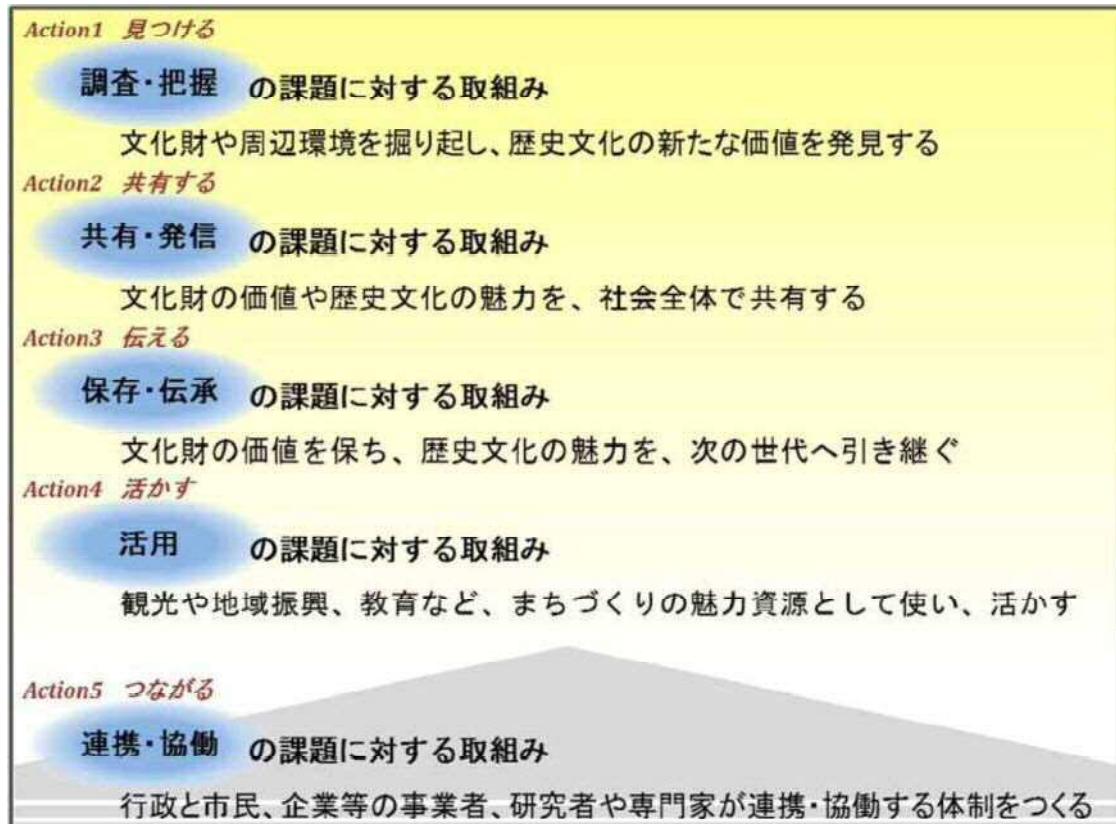


文化財をネットワークで支えるイメージ

(4) 構想の実現に向けた取組みの体系と方向性

2 - (3)において整理した課題を踏まえ、本構想の実現に向けた取組みの方向性を下図に示します。行政、市民、その他さまざまな関係者がつながりの輪を広げながら、連携・協働して各課題に対する取組みを進めることとします。

各課題に対しての取組みを確かなものとすることで、文化財を次の世代に守り伝えていくこと（保存・伝承）につなげます。



(5) 札幌市の今後の取組み

基礎となる現状の取組み（1 - (2)）とあわせ、以下の項目を、本構想の実現に向けた戦略的な取組みと位置付けます。景観・観光・地域振興・教育等をはじめ施策上の関連性が高い行政分野との連携を高めながら、市政として一体感を持って取組みます。

- 本構想実現のため、新たに戦略的に取り組む施策等
- その他、構想の推進と関係が深い施策等

ア Action1 見つける 「調査・把握」の課題に対する取組み

- 本構想策定過程において実施し、市民からの文化財情報の収集に効果があったアンケートやワークショップなどの継続実施
- 新規指定・登録に向けた文化財の調査継続

イ Action2 共有する 「共有・発信」の課題に対する取組み

- 文化財情報のデータベース化を進め、利用のしやすさを意識した整理、公開のあり方を検討
- 本構想策定と連動して行った市民アンケートやワークショップで発見されたものを含め、市民が考える地域の文化財や、関連文化財群とストーリー（第4章 - （2））について、シンポジウム等のイベントでPRすることによる、地域の魅力資源としての活用促進。
- 関連文化財とストーリーを広報ツールとして用いるなど、価値や魅力が多くの人々に分かりやすく伝わる、受け手を意識した効果的な情報発信の追求
 - 札幌市文化財保護指導員による、札幌の歴史や文化についての出前講座の充実
 - 文化財に触れるなどの体験を通じて価値や魅力を発信できるイベントの企画
 - 歴史文化の伝承講座やまち歩きなど、文化財の保存・活用と関連が深い市民活動等の活性化
 - 中島公園や永山記念公園における、公園と園内の文化財施設が連携することによる、双方のPRに寄与する相乗効果を狙ったイベントや情報発信の企画
 - 小中学校等における札幌の歴史文化や地域の文化財についての学習の継続

ウ Action3 伝える 「保存・伝承」の課題に対する取組み

- 所有する文化財建造物を総括した中・長期の保存計画による、保存・修理の効率化の検討
- 景観資源の保全・活用による景観まちづくりの推進と連携し、札幌市に残る歴史的建造物や歴史文化が息づくまち並みを保全・継承することで、市民や観光客に親しまれる良好な景観の形成を促進
 - 歴史的建造物の多くが現在の建築基準法に適合しないことで、改修や活用が困難となる事例に対し、国において、規制のあり方を見直す動き（建築基準法第3条第1項第3号による適用除外）があるため、国や北海道の動向を注視するとともに、市内における実例の情報収集を行うなど、このことについて調査研究
 - 自然災害等に備えた防災・防犯体制の充実
 - アイヌ伝統文化の保存・継承のため、都心部の拠点における情報発信や、札幌市アイヌ文化交流センターを中心としたアイヌ文化の普及開発事業の展開

エ Action4 活用する 「活用の課題」に対する取組み

- 解説の多言語化や、先進技術の導入を検討するなど、価値や魅力が伝わる文化財の展示、公開方法の研究
- 国内外を問わず個人旅行化が進んでいる背景から、多様なニーズに応えられる札幌ならではの観光資源の発掘や魅力向上のため、市民にも観光客にも楽しめる札幌の歴史・文化の魅力を体感するまち歩きコースの設定・公開などの文化財や歴史文化を楽しむ観光コンテンツの企画・検討
- 歴史・文化への関心が高い外国人観光客に対する、外国語パンフレットやインターネットを通じた情報発信の充実
- 市有文化財施設の指定管理者と、宿泊・商業施設等の間で、観光客の動態・購買情報を共有・分析し、効果的な観光プロモートの促進に寄与する取組み推進

□生涯学習センター等を拠点として市内各地で実施される、歴史・文化をテーマとした講座やプログラムによる、市民が札幌の歴史・文化を分かりやすく、楽しく学べる機会の提供を継続

オ Action5 つながる 「連携・協働」の課題に対する取組み

- 地域社会一体となった取り組みに向け、本構想の基本理念や、関連文化財群とストーリーの考え方などについて速やかに普及啓発するための、広報の充実や、本構想周知のためのシンポジウム、ワークショップの企画・開催
 - ヘリテージ・マネージャーやヘリテージ・コーディネーターなどの民間の街づくり活動の専門家や、経済・観光分野など、多様な立場の関係者の交流機会増による、連携・協働の促進
 - 本構想の共有を図りつつ、文化財の保存・活用に携わる関係者のネットワークづくりを促すため、構想推進の中心となる関係者による協議体を設置
- 国や北海道、大学をはじめとした教育研究機関との連携の充実

コラム：創成東地区の水脈と開拓使の歴史をめぐるモニターツアーの実施

文化財を観光分野での今後の活用展開に活かすための調査として、平成 31 年（2019 年）3 月 3 日に行われた、札幌のまちなか「創成東エリア」に残る歴史的建物や産業遺産などの魅力スポットを「水脈」のキーワードで結ぶ半日の観光ツアー。近隣市を含む多くの方から応募、参加をいただきました。

日曜午後のバスツアー
＼お申込受付中／

創成東地区の水脈と 開拓使の歴史をめぐる モニターツアー

札幌のまちなか・創成東エリアに多くのこころ歴史的建造物と
水脈に囲まれた歴史遺産をまちあるそがいでめぐり、
札幌のまちのほりひひと歴史文化にめぐらしみましょう

実施日 2019年3月3日(日)
13:00-16:00(集合時間 12:45)

参加費 無料

出発場所 札幌市役所正面玄関前
札幌市中央区北1条西2丁目

募集人数 札幌市内にお住まいの方 15 名
札幌市外にお住まいの方 15 名
206(16)申込締切、当選結果は2/28(木)に
当選よりご連絡いたします

参加条件 ツアー終了後、歴史・文化・芸術を生かした
質問についてのアンケートにお答えいただきます

＜ツアーフリーク>
札幌市役所前 13:00
1 訓成東公園～高久台学園跡地を通って水脈の通路をツアーガイドの
説明をききながら周遊から見学(13:30)
2 「おれ様」ミュージアム／駒内商店(13:30)
3 駒内商店／駒内西野、ひなまつりイベント看板(13:45)
4 札幌市立中央図書館、いわばを多藝能と音楽自由(手提機一時～(14:15)迄)
5 サンゴロフカトリーレンゲ園・利根川和使徒派聖母堂(14:30)
6 札幌市立中央図書館にて集合(15:00)
○各自各自もアカウント、「札幌初めは初登録者」
○お誕生日、お名前、お住まい、生年月日、日中連絡可取なお電話番号、参加人数をお知らせください
○各自により行動を変更する場合がございます。

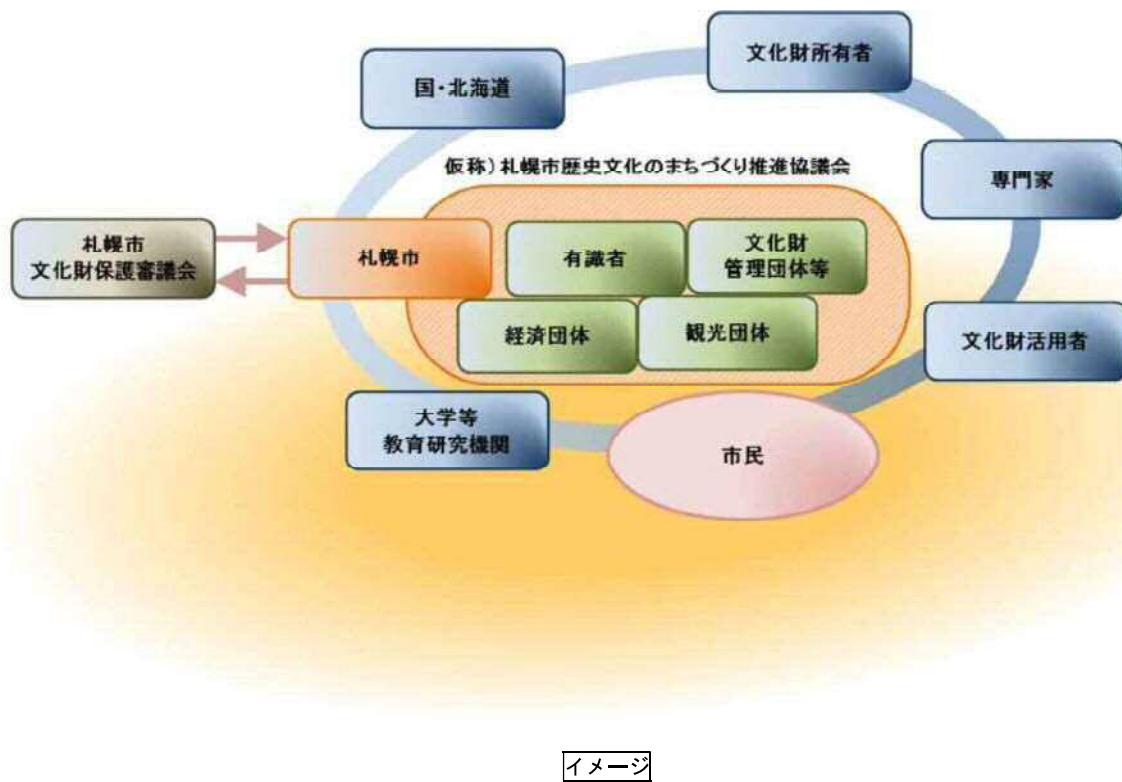
お申込み・お問い合わせ
(株)ノーザンクロス 担当: 田代
電話 011-232-3661 (受付時間 月～金 9:00-17:00) E-MAIL: gyotan@northern-cross.co.jp
お申込の際は、お名前、お住まい、生年月日、日中連絡可取なお電話番号、参加人数をお知らせください

主催: 札幌市(北海道における文化ツーリズム監査会及びモニターツアー運営委員会)
企画・運営: (株)ノーザンクロス SAPP_RO

4 文化財の保存・活用を推進する体制整備の方針

(1) 連携・協働を促す体制づくり

本構想の共有を図りつつ、構想推進の中心となる関係者で構成する協議体として、構想策定後、札幌市・有識者・経済観光団体・その他文化財の管理団体等を構成員とする「(仮称) 札幌市歴史文化のまちづくり推進協議会（札幌市歴まち協議会）」の設置を目指します。



イメージ

(2) 構想の推進に向けて

ア 連携・協働体制の促進

協議会は、社会全体が連携・協働して取組むための本構想の基本理念や基本方針等の普及啓発のほか、ネットワークを介したつながりにより文化財の保存・活用に携わる関係者の活動を支援し、課題の解決を促す相談窓口の設置を検討するなど、ネットワークが有効に機能するための環境整備を行うほか、自ら事業主体として本構想の推進及び普及啓発のため必要な取組みを行うこととします。

具体的な取組みの例

- 本構想に関する問い合わせや関係者からの相談等への対応
- 構想の普及啓発、関係者のネットワークを広げるための機会の設定
 - 独自の広報手段の開発や、シンポジウム等のイベントを開催するなどの方法により、文化財の先進活用事例等を共有・発信。
- 国の支援を得て行う本構想を活用した観光拠点づくり事業等（文化財保存活用地域計画等を活用した観光拠点づくり事業）の推進

イ 関連文化財群とストーリーの設定と、その後の展開に向けた取組み

札幌の文化財や歴史文化の保存・活用のため、有効かつ新たなツールとなる、関連文化財群とストーリー（第4章）設定の取組みを主導します。

モデルケースとして設定した関連文化財群「開拓使の都市づくりとフロンティアスピリット」の周知とともに、これを有効活用した事業展開を行うほか、さらなる関連文化財群とストーリーの設定に向け、市民とともに取組むこととします。

関連文化財群とストーリーの設定は、市民が自ら暮らす地域の魅力を共有し、来訪者や次の世代へ伝えようとする運動であり、市民の参加と発意によって充実していくことが望ましいと考えられることから、市民が関連文化財群とストーリーの設定に向けた活動を円滑に行えるよう、相談対応や、助言その他必要な支援を行い、これらの活動を後押しすることとします。

具体的な取組みの例

○市民等による関連文化財群とストーリーの検討に關わる相談対応や助言・指導

- ・関連文化財群とストーリーの考え方、設定に向けた取組みについての普及啓発
- ・ワークショップ・シンポジウム等の開催
- ・担い手と有識者、経済観光団体等との交流の場の設定など

○市民等の発意により設定した関連文化財群とストーリーの活用・展開支援

- ・先行事例の紹介
- ・観光モデルや地域づくりへの展開に関する助言・指導
- ・地域外の支援者と地域の活動を結び付けるなど